

大会決議

(第14回全国中途失聴者・難聴者福祉大会)

難聴者・中途失聴者(以下、難聴者等)が地域等で自立し生活していくために以下の要望をここに決議します。

1. 障害者自立支援法は、難聴者等の社会参加を保障するものにして下さい。

(説明)

コミュニケーションの成立を保障する要約筆記の派遣は無料で実施すべきですが、重度の難聴者ほど、あるいは積極的に社会参加しようとする人ほど通訳費用負担の大きくなる応益負担制度に反対します。

2. 聴覚障害の認定の基準の見直しを求めます。(デシベルダウン運動)

(説明)

中途失聴・難聴は生活の場面におけるコミュニケーション障害であり、ICF(国際生活機能分類)に基づき、身体障害者福祉法の聴覚障害の基準を緩和するとともに、聴覚障害認定の在り方を見直して下さい。

聴覚障害の認定基準を下げるとともに、聴覚障害を医療モデルから社会モデルに変更することを求めるものです。聴覚障害の認定基準が変更されないため、障害者自立支援法が制定されても大部分の難聴者等が支援の対象になりません。

3. 難聴者に必要な補聴器と補聴援助システムの給付を求めます。

(1) 補聴器の機種選択は本人の装用希望・評価も反映できるよう求めます。

(説明) 障害者自立支援法では給付機種・給付額の見直し等を含まず、本人負担額のみが一方的に一割負担となった。新しい補聴器はデジタル補聴器が主流を占め、同時に高額になっている。給付額との差額も多くは自己負担を強いられているのが現状である。自立支援法下での補聴器活用は二重苦を強いられている。また補聴器の、手帳等級や職業による機種指定が公然となっており、「聞く」権利を侵害されている。

(2) 難聴者等への「聞こえを補う機器」補聴援助システムを日常生活用具給付品目に入れてください。

(説明) 補聴器に接続し、あるいは送受信できる補聴器と補聴援助システムは、難聴者等の社会参加やより良い聞こえを待望している私たちにとって、必要不可欠のものです。私たちの「聞こえのQOL」に、なくてはならないものであります。

4. 障害者自立支援法に則った、要約筆記事業のすみやかな実施を求めます。

(1) 厚生労働省に対して

要約筆記者養成事業の実施要綱をすみやかに通知して下さい。また要約筆記指導者養成講習会等の実施を都道府県に通知して下さい。

(2) 都道府県に対して

要約筆記指導者養成事業、要約筆記者養成事業を実施して下さい。また要約筆記者として派遣するために、現任登録要約筆記奉仕員に対する補習研修事業を行なって下さい。さらに要約筆記者の認定制度を設け、一定の試験等により認定を行って下さい。

(3) 市町村に対して

手話通訳と同様に要約筆記者派遣事業を実施して下さい。要約筆記・手話通訳者派遣事業のコーディネーターを設置し、派遣事業の専門性を確保して下さい。

(説明)

難聴者等の権利の保障となる要約筆記事業を全ての都道府県、市町村(特別区を含む)での実施を求めます。社会福祉法第二種事業の要約筆記は専門性のある通訳者によって担われることが必要です。このことは難聴者等の権利擁護と要約筆記者の身分の保障に繋がります。

5. 複数の難聴者等に対する要約筆記の派遣を制度化して下さい。

(説明)

難聴者等は地域社会で集団で活動することが社会参加の重要な形となっています。団体(グループ)への派遣を都道府県や市町村のコミュニケーション支援事業として実施して下さい。

障害者自立支援法では障害福祉サービスは個人に対する給付ですが、難聴者等は障害受容の上でも、同じ障害を持つ仲間と出会って、交流することが非常に重要です。

6. 障害者向けの放送を義務付ける放送法の改正とガイドラインの制定を求めます。

(説明)

放送は障害者を含む全ての人にアクセスが保障されなければなりません。これまでの「字幕放送普及のための行政の指針」を、全ての障害者向け放送を義務づける放送法の改正とガイドラインの策定に発展させることが必要です。

また放送とテレビ受信機等の規格検討の場に当事者を含めることを要望します。

7. 交通、防災、教育、文化施設等のバリアフリー法制定を求めます。

(説明)

列車、航空機、船舶、乗合自動車等の交通機関および施設への運行情報等の文字表出、地震・火災等の災害時情報の文字伝達、教育現場における講義保障やコミュニケーション支援と環境整備、公衆の集まる劇場や娯楽施設その他文化施設での文字による情報保障、DVDなどの記録系メディアの字幕義務付けなどを求めるものです。

8. 難聴者等の諸権利の保障について、国連障害者権利条約への批准に向けた国内法の整理を求めます。

(説明)

国は2006年12月に国連で採択された国連障害者権利条約に2007年9月29日に署名しましたが、本条約は憲法と国内法の間位置づけられます。条約の早期批准と履行が福祉先進国にふさわしい重要な役目となります。国には条約に基づいた国内法の整備や条約の遵守を監視するモニタリングの強化を求めるものです。

9. 難聴者等が関わる施策形成の場への当事者の参加を求めます。

(説明)

行政機関の設ける各種福祉施策策定に関わる委員会等に、当事者の参加を保障して下さい。障害者自立支援法の障害認定の審議会や、障害福祉計画策定の場に当事者の参加を求めることと、各省庁または外郭団体の設ける委員会に参加を求めるものです。

以上

2007年10月21日

社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会